

■手当額一覧表(月額)

| 区分 | 全部支給の場合 | 一部支給の場合 (10円単位) |
|-------------|-----------|--------------------|
| 児童1人目 | 48,050円 | 48,040円～11,340円 |
| 児童2人目 | 11,350円 | 11,340円～5,680円 |
| 児童3人目 以降 | 第2子加算額と同じ | |

※令和8年(2026年)4月1日以降の支給額です。

■本人と扶養義務者等の所得制限表

| (税法上の) 扶養親族 等の数 | 本人 | | | ※扶養義務者 配偶者(父又は母障害の場 合)孤児等の養育者 所得制限限度額 |
|-----------------------|------------------|------------------|---------|--|
| | 全部支給の 所得制限限度額 | 一部支給の 所得制限限度額 | 全部停止 | |
| 0人 | 69万円未満 | 208円未満 | 208円以上 | 236万円未満 |
| 1人 | 107万円未満 | 246万円未満 | 246万円以上 | 274万円未満 |
| 2人 | 145万円未満 | 284万円未満 | 284万円以上 | 312万円未満 |
| 3人 | 183万円未満 | 322万円未満 | 322万円以上 | 350万円未満 |
| 4人 | 221万円未満 | 360万円未満 | 360万円以上 | 388万円未満 |

※扶養義務者・・・同居している直系親族(父母・祖父母・子等)・兄弟姉妹

※扶養親族等が5人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額とする。

※収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。

※「一部支給」の計算式は次のとおり。(2026年4月1日以降の計算方法です。)

【児童1人目の場合】 手当額 = 48,040円 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0264029

【児童2人目の場合】 加算額 = 11,340円 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0040719

【児童3人目以降の場合】 加算額 = 11,340円 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0040719
(1人につき)

10円未満四捨五入

| | 本人 | 扶養義務者・配偶者 |
|-------|---|------------|
| 限度額加算 | 老人扶養親族 10万円 特定扶養親族 15万円 同一生計配偶者(※1) 10万円 | 6万円(※1) |
| 所得控除 | 障害者控除 | 27万円 |
| | 特別障害者控除 | 40万円 |
| | 寡婦控除 | 27万円 |
| | ひとり親控除 | 35万円 |
| | 勤労学生控除 | 27万円 |
| | 雑損控除 | 相当額 |
| | 医療費控除 | 相当額 |
| | 小規模企業共済等掛金控除 社会保険料控除 | 相当額 8万円 |

※1 70歳以上の方に限ります。

■ひとり親控除と譲渡所得の特別控除について

①児童扶養手当の支給制限にかかる所得の計算において、土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等は総所得金額等合計額から控除されます。

| 具体的な 控除額 (上限) | |
|---------------------|--------------------------------------|
| i | 収用交換などのために土地等を譲渡した場合の5,000万円 |
| ii | 特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円 |
| iii | 特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の1,500万円 |
| iv | 農地保有の合理化などために農地等を売却した場合の800万円 |
| v | マイホーム(居住用財産)を譲渡した場合の3,000万円 |
| vi | 特定の土地を譲渡した場合の1,000万円 |
| vii | 上記のi～viのうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円 |

②ひとり親控除の対象となる人の範囲は、原則としてその年の12月31日の現況で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。

(1) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。

(2) 生計を一にする子がいること。

この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。

(3) 合計所得金額が500万円以下であること。